事務連絡

２０２０年６月５日

市内子ども会　様

津市子ども会育成者連合会

連合会長　小野　欽市

　　　新型コロナウイルス感染症に係る津市子ども会主催イベントの開

催判断について（通知）

新型コロナウイルス感染症の急速な感染拡大を受けて、政府から「緊急事態宣言」が７都府県に発出され、更に全国的に感染拡大が進む状況を受け、４月１６日に対象が全都道府県に拡大されました。

その後、新規感染者数が減少傾向に転じる等、感染の状況に改善が見られるとして、緊急事態宣言は、全て解除されました。

　　国内の感染状況は、全国的な感染拡大の進行が見られた４月上旬と比較すると大幅な改善傾向にありますが、政府は「新しい生活様式」の定着等を前提として、一定の移行期間を設け、移動自粛やイベント開催の基準等を緩和しつつ、段階的に社会経済の活動レベルを引き上げていく方針を示しました。

　　このような状況を踏まえ、子ども会が主催するイベントの開催判断の考え方について、次のとおり取り扱うこととします。

記

１　開催に関する基本的な考え方

　　・　感染防止対策を十分に講じることができない場合は、中止または延期とします。イベント開催に当たっては、別表１を参照すること。

　【屋内】参加人数が収容定員の半分以下であること。

　【屋外】人と人との距離を十分に確保できること。（できるだけ２ｍ）

２　開催する場合の感染防止対策

　　子ども会が主催するイベントを実施する場合は、以下の感染防止対策を徹底することとします。

⑴　参加者に注意事項を事前に周知すること

　　ア　発熱や咳等の風邪症状がみられる方は参加できません。

　　イ　高齢の方や基礎疾患をお持ちの方で、感染リスクを心配される方は参加をご遠慮いただくようお願いします。

　　ウ　感染拡大している国への訪問歴が１４日以内にある方は参加できません。

　　エ　６月１日から６月１８日までは、北海道、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県にお住いの方は、当該都道県の移動に関する方針に十分留意し、慎重に対応していただくようお願いします。

**⑵　感染防止対策を徹底すること**

**ア　参加者へ手洗いの推奨を行うこと。**

**イ　①密閉空間（換気の悪い密閉空間である）、②密集場所（多くの人が密集している）、③密接場面（互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発生が行われる）という３つの条件（３つの「密」）の回避や、人と人との距離を確保するための対応策を講じること。**

**ウ　密閉された空間において大声での発声、歌唱や声援、または近接した距離での会話等が行われないようにすること。**

**エ　その他、適切な感染防止対策（入場者の誘導、待合場所等における密集の回避、手指の消毒、マスクの着用、室内の換気、声援に係る感染防止策等）を講じること。**

**オ　感染拡大のリスクを高める可能性があることを踏まえ、イベントの前後や休憩時間等の交流等を極力控えるよう参加者に対して呼びかけること。**

**カ　イベントで感染が発生した場合、保健所などの聞き取りに協力するため、参加者氏名や連絡先を確認する。**

３　留意事項

当該新型コロナウイルス感染症に係る津市子ども会主催イベントの開催判断の考え方は、新型コロナウイルス感染症の今後の感染状況等により適宜見直すこととします。

また、政府が改めて緊急事態宣言を発出し、三重県が緊急事態措置を実施

すべき区域となり、津市が当該措置を講じた場合は、その内容に基づき迅速にイベントの中止及び延期の対応を行うこととします。

（別表１）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 期間 |  | 屋内 | 屋外 |
| ６月 ５ 日から６月１８日まで | 参加人数 | １００人以下 | ２００人以下 |
| 収容率等 | ５０％以内 | 十分な間隔 |
| ６月１９日から７月 ９ 日まで | 参加人数 | １,０００人以下 |
| 収容率等 | ５０％以内 | 十分な間隔 |
| ７月１０日から７月３１日まで | 参加人数 | ５,０００人以下 |
| 収容率等 | ５０％以内 | 十分な間隔 |

　　※８月１日以降の取扱いについては、国や三重県、津市の方針に基づき検討する。

事務担当　津市子ども会育成者連合会

　　　　事務局　松尾

電話番号　０５９－２２５－７１７２